

IV 資料編



1. 指標一覧

| 政策大綱 | 基本施策 | 指標名 | 現在値 (H29年度) | 中間目標値 (H34年度) | 最終目標値 (H38年度) |
|-------------------|-------------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1 都市基盤 | 1-1 適正な土地利用 | — | — | — | — |
| | 1-2 道路交通網の整備 | 市道改良率 | 26.87% | 27.22% | 27.57% |
| | | 要措置橋梁数 | (H28年度) 22橋 | 11橋 | 0橋 |
| | 1-3 公共交通の充実 | 乗合バス・乗合タクシー利用者数 | 49,515人 | 52,500人 | 55,000人 |
| | 1-4 計画的な市街地の整備 | — | — | — | — |
| | 1-5 住環境の整備 | 空き家の有効活用戸数 | 1戸 | 10戸 | 20戸 |
| | | 空き家の除却戸数 | 15戸 | 30戸 | 40戸 |
| | | 住宅耐震化率 | 61.1% | 80.0% | 90.0% |
| | | 市営住宅の改修戸数 | 64戸 | 80戸 | 144戸 |
| | 1-6 安全で安定した水道水の供給 | 有収率 | 78.45% | 85.0% | 86.1%以上 |
| | | 配水池の耐震化率 | 0.00% | 1.67% | 5.24% |
| | 1-7 適切な汚水処理 | 汚水処理人口普及率 | (H28年度) 59.4% | 79.7% | 87.8% |
| | 1-8 公園・広場の整備 | 都市計画区域内1人あたりの都市公園面積 | 8.05㎡ | 9.00㎡ | 10.00㎡ |
| 2 環境・安全 | 2-1 健全で良好な生活環境の維持 | 公害苦情処理件数 | (H28年度) 160件 | 100件 | 50件 |
| | 2-2 低炭素・循環型社会の実現 | 市民1人1日あたりのごみ排出量 | (H28年度) 972g | 923g | 875g |
| | | 再生利用率(リサイクル率) | (H28年度) 11.5% | 22.2% | 22.4% |
| | 2-3 環境保全活動の促進 | 群馬県環境アドバイザーの市内在住者登録人数 | 20名 | 30名 | 50名 |
| | 2-4 防犯対策の推進 | 刑法犯認知件数 | (H29年) 315件 | (H34年) 240件 | (H38年) 235件 |
| | 2-5 交通安全対策の推進 | 交通事故(人身事故)発生件数 | (H29年) 358件 | (H34年) 250件 | (H38年) 200件 |
| | 2-6 防災・減災対策の推進 | 消防団協力事業所数 | 0組織 | 5組織 | 25組織 |
| 「ぐんま消防団応援の店」登録店舗数 | | 3店 | 15店 | 27店 | |
| 自主防災組織率 | | 15% | 65% | 100% | |
| 2-7 消費者の保護 | 高齢者からの相談割合 | 56% | 53% | 50% | |
| | 出前講座参加者数 | 121人 | 140人 | 150人 | |

| 政策大綱 | 基本施策 | 指標名 | 現在値 (H29年度) | 中間目標値 (H34年度) | 最終目標値 (H38年度) |
|----------------|--------------------|--------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 3 健康・福祉・子育て | 3-1 疾病予防・健康づくりの推進 | 胃がん検診受診率 | 3.8% | 5% | 6% |
| | | 特定健康診査受診率 | (H28年度) 45.3% | 58% | 60% |
| | 3-2 医療体制の充実 | 公立碓氷病院医師数 | 14人 (常勤9・非常勤5) | 17人 (常勤15・非常勤2) | 19人 (常勤17・非常勤2) |
| | | 公立碓氷病院1日あたり入院患者数 | (H28年度) 106人/日 | 142人/日 | 158人/日 |
| | | 公立碓氷病院医業収支比率 | (H28年度) 75.3% | 89.6% | 93.9% |
| | 3-3 地域福祉の推進 | ふれあい・いきいきサロンの実施か所数 | 52か所 | 55か所 | 60か所 |
| | 3-4 高齢者福祉の推進 | 要支援・要介護認定率 | (H28年度) 16.7% | 17.5% | 19.0% |
| | 3-5 障がい者福祉の推進 | 障害就労支援施設から一般就労へ移行した人数 | (H28年度) 7人 | 11人 | 17人 |
| | | 障害者相談支援の利用件数 | (H28年度) 3,598件 | 3,958件 | 4,354件 |
| | 3-6 結婚・出産・子育て環境の充実 | 男性未婚率 | (H27年) 50.8% | 49.0% | 47.1% |
| | | 女性未婚率 | (H27年) 36.5% | 34.5% | 32.5% |
| | | 合計特殊出生率 | (H28年) 1.19 | 1.30 | 1.48 |
| | | 子育てサポーター新規登録者数 | 10人/年 | 30人/年 | 50人/年 |
| | | 子育て家庭の支援や幼児教育・保育サービスの満足度 | 18.1% | 25% | 30% |
| 特別保育実施数 | | 28事業 | 32事業 | 34事業 | |
| 3-7 社会保障制度の充実 | 特定健康診査受診率(再掲) | (H28年度) 45.3% | 58% | 60% | |
| | 生活困窮者生活支援窓口相談者数 | 88人 | 100人 | 120人 | |
| 4 教育・文化・交流 | 4-1 生涯学習・社会教育の充実 | 文化センター・文化会館利用者数 | 101,885人 | 102,500人 | 103,000人 |
| | | 地区公民館の市民1人あたり年間利用回数 | 1.5回 | 1.6回 | 1.7回 |
| | | 地区生涯学習センターの市民1人あたり年間利用回数 | 0.6回 | 0.7回 | 0.8回 |
| | 4-2 小・中学校教育の充実 | 学校評価の平均点 | 2.63点 | 2.70点 | 2.80点 |
| | 4-3 生涯スポーツの推進 | 社会体育事業への参加者数 | 9,316人 | 9,400人 | 9,500人 |
| | | 体育施設の利用者数 | 441,982人 | 446,000人 | 450,000人 |
| | 4-4 芸術・文化の振興 | 文化センター自主文化事業入場者数 | 1,734人 | 1,900人 | 2,000人 |
| | | 文化会館自主文化事業入場者数 | 2,203人 | 2,300人 | 2,400人 |
| | | 市民フェスティバル来場者数 | 8,282人 | 8,350人 | 8,400人 |
| | | 文化財施設入館者数 | 22,645人 | 24,000人 | 25,200人 |
| | | 学習の森入館者数 | 30,000人 | 31,000人 | 32,000人 |
| | 4-5 都市間・国際交流の推進 | 外国人を対象とした総合窓口における相談件数 | (H28年度) 25件/年 | 60件/年 | 80件/年 |
| | | 国際交流協会の会員数 | (H28年度) 111人 | 130人 | 150人 |

| 政策大綱 | 基本施策 | 指標名 | 現在値 (H29年度) | 中間目標値 (H34年度) | 最終目標値 (H38年度) |
|------------------|---------------------|-----------------------|------------------------|--------------------|------------------|
| 5 産業・雇用 | 5-1 農業の振興 | 認定農業者数 | 84 経営体 | 100 経営体 | 115 経営体 |
| | | 遊休農地面積割合 | 11.03% | 9% | 8% |
| | 5-2 林業の振興・鳥獣被害対策の推進 | 森林経営計画面積 | 312ha | 350ha | 400ha |
| | | 農林業鳥獣被害額 | (H28年度) 14,042 千円 | 12,000 千円 | 10,000 千円 |
| | 5-3 商工業の振興 | 商品販売額 | (H26年度) 53,450 百万円 | 56,000 百万円 | 60,000 百万円 |
| | | 製造品出荷額等 | (H26年度) 275,300 百万円 | 285,000 百万円 | 290,000 百万円 |
| | | 「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金」件数 | (H28年度) 6 件 | 11 件 | 15 件 |
| | | 創業資金融資件数 | (H28年度) 8 件 | 10 件 | 13 件 |
| | | 市外からの進出企業数 | 0 企業 | 1 企業 | 2 企業 |
| | 5-4 観光の振興 | 観光客数 | 1,393 千人 | 1,620 千人 | 1,800 千人 |
| 5-5 雇用対策の推進 | 有効求人倍率 | 0.96 倍 | 1.10 倍 | 1.20 倍 | |
| | 勤労者住宅建設利子補給件数 | (H28年度) 80 件 | 90 件 | 100 件 | |
| 6 行財政・市民総働 | 6-1 市民総働の推進 | NPO・ボランティア登録団体数 | (H29年3月末) 93 団体 | 105 団体 | 113 団体 |
| | 6-2 人権教育・啓発の推進 | 人権教育・啓発講演会への参加人数 | 150 人/年 | 160 人/年 | 170 人/年 |
| | | 人権教育講演会への参加率 | 0.71% | 0.73% | 0.75% |
| | | 人権教育映画会への参加率 | 0.28% | 0.30% | 0.32% |
| | | 人権と平和を考える講座への参加率 | 0.36% | 0.38% | 0.40% |
| | 6-3 男女共同参画の推進 | 審議会等委員の女性比率 | 26.3% | 33.0% | 40.0% |
| | 6-4 情報発信の充実 | 市ホームページへのアクセス件数 | 256,000 件/年 | 300,000 件/年 | 350,000 件/年 |
| | | 市 SNS の日平均閲覧件数 | 1,000 件/日 | 3,000 件/日 | 6,000 件/日 |
| 6-5 効率的で健全な行財政運営 | 経常収支比率 | (H28年度決算) 104.0% | (H34年度決算) 93.0% | (H38年度決算) 88.0% | |

2. 第2次安中市総合計画策定の経過

| 年月日 | 内容等 |
|---|--|
| 平成28年 (2016) | 8月31日 市長ヒアリング ▶市民アンケートの調査設問内容・方法・スケジュール等の協議 |
| | 10月14日 ～31日 第2次安中市総合計画策定のための市民アンケート調査 ▶16歳以上の市民から無作為に抽出した4,000人を対象に実施 |
| 平成29年 (2017) | 1月10日 市長ヒアリング ▶市民アンケート調査結果の報告、施策の推進状況・課題等の協議 |
| | 5月23日 第1回安中市総合計画審議会 ▶委員委嘱、会長・副会長の選出、諮問、第2次安中市総合計画策定の説明、市民アンケート調査結果の報告、基本計画の施策体系(案)の説明 |
| | 6月9日 市議会全員協議会 ▶第2次安中市総合計画(案)の策定について(中間報告) |
| | 7月11日 第1回安中市総合計画市民会議 ▶委員長の選出、第2次安中市総合計画策定の説明、市民アンケート調査結果の報告、「9年後の安中市について」を議題に討論 |
| | 7月21日 第2回安中市総合計画市民会議 ▶第1回のふりかえり、「安中市の『将来像』について」を議題に討論 |
| | 8月1日 第1回安中市総合計画策定委員会(庁内組織) ▶市民アンケート調査結果の報告、策定体制の説明、第2次安中市総合計画骨子(案)の協議 |
| | 8月8日 第2回安中市総合計画審議会 ▶第2次安中市総合計画骨子(案)の協議 |
| | 8月31日 第3回安中市総合計画市民会議 ▶第1・2回のふりかえり、市民アンケートで意見が多かった2つの課題「安中市の医療について」「地域ごとの活動・取組・助け合いなどの実態(市民協働)について」を議題に討論 |
| | 9月21日 安中市総合計画条例の制定 |
| | 9月28日 第3回安中市総合計画審議会 ▶第2次安中市総合計画基本構想(素案)の協議、前期基本計画(素案)の協議 |
| | 10月11日 第2回安中市総合計画策定委員会(庁内組織) ▶第2次安中市総合計画基本構想(素案)の協議、前期基本計画(素案)の協議 |
| | 10月30日 第4回安中市総合計画審議会 ▶第2次安中市総合計画基本構想(案)の協議、前期基本計画(案)の協議 |
| | 11月10日 ～30日 第2次安中市総合計画策定のための意見募集(パブリックコメント) |
| 12月15日 市議会全員協議会 ▶第2次安中市総合計画(案)の策定経過について | |
| 平成30年 (2018) | 1月11日 第3回安中市総合計画策定委員会(庁内組織) ▶第2次安中市総合計画(案)の協議、第2次安中市総合計画概要版(案)の協議 |
| | 2月1日 第5回安中市総合計画審議会 ▶第2次安中市総合計画(案)の協議、第2次安中市総合計画ダイジェスト版(案)の協議、審議会答申書(案)の協議 |
| | 2月6日 総合計画審議会答申 |
| | 2月13日 庁議 ▶第2次安中市総合計画(案)の決定 |
| | 3月19日 平成30年第1回安中市議会定例会 ▶第2次安中市総合計画基本構想決定 |

3. 安中市総合計画審議会

(1) 安中市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 18 日

安中市条例第 17 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、安中市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、安中市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関の代表

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず学識経験を有する者のうちから委嘱された委員を除く他の委員は、当該職を辞したときをもって委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。

(2) 安中市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

| No. | 役 職 | 関係機関名等 | 氏 名 |
|-----|-----|-------------------|--------|
| 1 | 会 長 | 群馬大学 | 小竹 裕人 |
| 2 | 委 員 | 高崎行政県税事務所 | 小嶋 利男 |
| 3 | 副会長 | 安中市区長会 | 田島 勳 |
| 4 | 委 員 | 安中市婦人団体連絡協議会 | 千葉 桂子 |
| 5 | 委 員 | 安中市環境保健自治団体連合会 | 保々 喜久治 |
| 6 | 委 員 | (公社)群馬県看護協会安中地区支部 | 大塚 由紀子 |
| 7 | 委 員 | 安中市民生委員児童委員協議会 | 上原 メイ子 |
| 8 | 委 員 | 安中市社会教育委員 | 篠原 晴美 |
| 9 | 委 員 | 安中市体育協会 | 阿久津 浩司 |
| 10 | 委 員 | 安中市国際交流協会 | 三宅 陽子 |
| 11 | 委 員 | 碓氷安中農業協同組合 | 須藤 幸男 |
| 12 | 委 員 | 安中市商工会 | 武井 宏 |
| 13 | 委 員 | 安中市松井田商工会 | 高橋 正章 |
| 14 | 委 員 | 連合群馬西部地域協議会 | 田村 佳彦 |
| 15 | 委 員 | 安中市男女共同参画推進委員会 | 恩幣 宏美 |
| 16 | 委 員 | 安中市行政改革審議会 | 大平 良治 |
| 17 | 委 員 | 安中市社会福祉協議会 | 吉田 茂 |
| 18 | 委 員 | 一般社団法人群馬建築士会安中支部 | 上原 邦彦 |
| 19 | 委 員 | 安中市文化協会 | 神成 幸子 |
| 20 | 委 員 | 安中市PTA連合会 | 久保 直彦 |
| 21 | 委 員 | 安中市ボランティア団体連絡協議会 | 彗胡 茂子 |

委嘱期間 平成29年5月23日から平成30年3月31日

(3) 諮問書及び答申書

| | |
|-------------------------------------|-------------------------|
| | 安企発第327号 平成29年 5月23日 |
| 安中市総合計画審議会会長 様 | 安中市長 茂木英子 |
| 第2次安中市総合計画について（諮問） | |
| 安中市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。 | |
| 諮問事項 | |
| 第2次安中市総合計画（平成30年度から平成38年度）の策定内容について | |

| | |
|--|-----------------------|
| | 平成30年2月6日 |
| 安中市長 茂木英子 様 | 安中市総合計画審議会 会長 小竹裕人 |
| 第2次安中市総合計画について（答申） | |
| <p>平成29年5月23日付け安企発327号で諮問のありました、第2次安中市総合計画に関する事項について、当審議会において参加した委員より積極的な発言をいただき、慎重に審議を重ねた結果、これから9年かけて目指すまちづくりの指針として、おおむね適切かつ妥当であると認めます。なお、計画の推進にあたっては、まちの将来像である「みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか」の実現に向け、下記に掲げる点について十分配慮されることを要望します。</p> | |
| 1. 少子高齢化や人口減少など、安中市を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、持続可能な地域社会の構築に向け、こうした変化に柔軟に対応し、的確な施策の推進に努めること。 | |
| 2. 「市民総働のまちづくり」の考え方が市民に定着することが重要であり、地域の風土としての醸成を図るよう努めること。また、地域の取り組みに対する行政の支援も重要であり、行政内部の組織体制を整備し、行政全体での組織的な支援に努めること。 | |
| 3. 総合計画に位置付けられた各種施策に基づき、事業が効果的に実施されるよう進行管理に努めること。 | |
| 4. 厳しい財政状況について市民と共通認識を図るとともに、行政経営改革を確実に実行し、財政の健全化に重点を置いた行政運営に努めること。 | |

4. 安中市総合計画策定会議

安中市総合計画策定会議要綱

(設置)

第1条 安中市総合計画(以下「総合計画」という。)の円滑な策定を図るため、安中市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総合計画の策定及び総合調整に関する事項

(2) その他総合計画に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、部長(安中市職員の職の設置に関する規則(平成18年安中市規則第24号)第3条に規定する部長をいう。ただし、総務部長を除く。)をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求めること、又は策定会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定会議の事務局は、総務部企画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

5. 安中市総合計画策定市民会議

安中市総合計画策定市民会議委員名簿

(敬称略)

| No. | 役 職 | 選出団体 | 氏 名 |
|-----|-----|--------------------------------|--------|
| 1 | 委 員 | 里山を守る会 会長 | 砂岡 恵子 |
| 2 | 委 員 | 特定非営利活動法人 国際比較文化研究所 副所長 | 太田 琢雄 |
| 3 | 委 員 | 特定非営利活動法人 Annaka ひだまりマルシェ 代表理事 | 神戸 るみ |
| 4 | 委 員 | 公募委員 | 久米 史可 |
| 5 | 委 員 | 移住定住者 | 小畑 竜久 |
| 6 | 委 員 | (公社) 安中青年会議所 理事 | 小林 和樹 |
| 7 | 委 員 | 安中市母子保健推進協議会 会長 | 白井 久美子 |
| 8 | 委 員 | 公募委員 | 須藤 修司 |
| 9 | 委 員 | 青年農業士 | 須藤 哲也 |
| 10 | 委 員 | 高崎経済大学 学生 | 野田 皐月 |
| 11 | 委員長 | 上毛新聞社 営業局長 | 萩原 俊一 |
| 12 | 委 員 | 地域づくり団体 未来塾 代表 | 松本 立家 |
| 13 | 委 員 | 群馬大学 学生 | 村井田 春花 |
| 14 | 委 員 | 安中市観光ボランティアガイドの会 会長 | 吉村 幸太郎 |
| 15 | 委 員 | (一財) 安中市観光機構 理事 | 依田 沙希 |

第 2 次安中市総合計画

**みんな元気で いきいき暮らせる
市民総働のまち あんなか**

平成 30（2018）年 3 月発行

発 行 安中市

編 集 安中市企画課

〒379-0192

群馬県安中市安中一丁目 23 番 13 号

TEL : 027-382-1111 FAX : 027-381-0503

URL : <http://www.city.annaka.lg.jp/>
